

公告第 22 号

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により公告する。

令和 7 年 10 月 6 日

上小阿仁村長 小林 悦次

1 入札に付する物件

物件 物品名 スバルサンバーバン
仕様等 別紙「物件仕様書」

2 公有財産売却の参加条件

- （１）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により本村の入札参加制限を受けていない者であること。
- （２）法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。（法人の場合）
村税等を滞納していない者であること（個人の場合）
- （３）個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する暴力団及び同法第 2 条第 6 項に規定する暴力団員に該当する者でないこと。
- （４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てが成されているもの（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）に該当しない者であること。
- （５）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てが成されているもの（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）に該当しない者であること。
- （６）入札時において、上小阿仁村から指名停止の措置を受けていないこと。
- （７）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 238 条の 3 第 1 項の事務に従事する本村の職員に該当しない者であること。

3 入札方法等

（１）提出書類

- ①入札書
- ②登記簿謄本または入札参加資格申請書の写し（法人の場合）
本人確認書類（個人の場合）
- ④税金を滞納していないことが分かる書類

（２）提出先

上小阿仁村役場 総務課 総務財政班

（３）提出方法

郵送（書留郵便）または持参すること。封筒には「入札書在中」と記載し、封印すること。

(4) 入札書受付期間

令和7年10月10日(金)～31日(金)正午まで

(5) その他

- ①書類の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- ②書類に用いる言語は日本語とする。
- ③提出された書類は返却しない。

4 開札

(1) 日時

令和7年11月5日(水) 10時から

(2) 場所

上小阿仁村役場2階 大会議室

(3) 立会人

開札は当該入札事務に関係のない上小阿仁村職員が立ち会うものとする。なお、入札参加者は開札に立ち会うことができることとするが、事前に連絡すること。

5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ①入札参加資格のない者がした入札
- ②所定の入札保証金を納付しない者がした入札
- ③記載事項の不明な入札
- ④自署若しくは記名押印のない入札
- ⑤金額を訂正した入札
- ⑥意思表示が不明瞭な入札
- ⑦同じ物件について2通以上の入札をした入札
- ⑧入札に関し不正行為のあった入札
- ⑨その他入札条件に違反した入札

6 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項の規定により、予定価格の制限の範囲内で最高の価格で入札した者を落札者とする。落札者となるべき同価格の入札者があるときはくじ引きを行い、落札者を決定する。なお、くじ引きを行う対象となる者が出席している場合は代表者又は代表者の委任を受けている者が引き、出席していない場合は当該入札事務に関係のない職員が代わって行う。

(2) 契約の締結

落札決定の日から起算して5日以内に契約を締結する。

(3) 代金の支払い

村が発行する納入通知書により、指定する金融機関または会計窓口で納付すること。

(4) 引渡し

売買代金の納付を確認した後に物件を引渡しする。※物件の移動に係る手続き、諸費用は落

札者の責任で実施すること。

(5) 所有者の変更

登録の変更等に係る諸経費は落札者の責任で実施し、変更等完了したことがわかる書類を提出すること。物件2については、引渡しのみとする。

7 入札物件の下見

下見を希望する者は、下記連絡先へ電話にて予約すること。

(1) 場 所 上小阿仁村保健センター

(2) 日 時 令和7年10月10日(金)～24日(金)まで(土日祝日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時、までを除く)

(3) 連絡先 上小阿仁村保健センター TEL: 0186-77-3008

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札参加者は、入札前に現金又は上小阿仁村財務規則で定める有価証券をもって入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金

契約金額が5百万円以上となる場合は、「財務規則」第123条により、契約金額の10%以上の契約保証金が必要となり、落札決定の日から起算して5日以内に現金又は事業履行保証書等を会計管理者に預け、預かり書を受け取ること。事業完成後に預かり証と引き替えに返還するので紛失しないように保管すること。

9 予定価格

事後公表

10 その他

その他詳細は、入札心得書によるもののほか、上小阿仁村財務規則の定めるところによる。